

## インフルエンザ定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことと、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベランス事業により、全国約5,000のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に70カ所、長崎市保健所管内に17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字です。したがいまして、定点当たり報告数が3ならば、1つの医療機関で1週間に3人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が1以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、10以上なら注意報レベル、30以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

2017-2018シーズンの公表が、2017年第45週から開始されました。今シーズンは、47週で流行開始の指標1を超えて、51週で注意報レベル（10以上）となり、第3週から警報レベル（30以上）となりました。第5週（1/29-2/4）がピーク（54.33）で、その後、減少して、第7週、第8週、第9週、第10週と注意報レベルでしたが、第11週で流行レベルとなりました。第18週で1未満となりましたので、2017-2018シーズンの流行レベルは第17週までということになります。

2018年第19週（5/7-5/13）の定点当たり報告数は0.42（患者報告数2,072）となり、第18週（4/30-5/6）の定点当たり報告数0.61（患者報告数3,009）から減少していました。ピークを過ぎ、注意報レベルが第10週で終わりました。その後、第11～17週まで流行レベルでしたが、18週以降1未満となりました。

都道府県別では岩手県（1.77）、沖縄県（1.70）、鳥取県（1.62）、徳島県（1.41）、青森県（1.28）、秋田県（1.15）、北海道（1.04）、福島県（1.01）の順となっています。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況をみると、直近の5週間（2018年第15週～第19週）ではAH3型、B型、次いでAH1pdm09型の順となっています。詳細は国立感染症研究所ホームページ

（<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-map.html>）を参照して下さい。

\* 国立感染研の公表は、第 19 週までで終了となりました。

2018 年は、第 23 週（6/4-6/10）は長崎市（0.06）、長崎県（0.06）で、2018 年第 22 週（5/28-6/3）の長崎市（0.24）、長崎県（0.27）と比べますと、長崎市、長崎県ともに減少しておりました。

注意報レベルでの流行が第 9 週で終わり、長崎市、長崎県ともに流行レベルが第 17 週までで終了となりました。

長崎市は、2017 年 47 週で流行開始の指標 1 を超えましたが、2018 年 14 週以降流行レベルの指標 1 を切りました。その後、16 週で 0.94 と増加し、17 週で再び 1.18 と指標 1 を超えておりました。長崎県は、42 週で 1.03 と流行開始の指標 1 を超えましたが、43 週は 0.9 に減少しました。44 週以降 1 を超え、48 週、49 週、50 週で全国 1 位でしたが、51 週 2 位、52 週 3 位、1 週 5 位、2 週 7 位、3 週 6 位、4 週以降は 10 位以降でした。

長崎市、長崎県ともにインフルエンザの流行開始の指標 1 を超え、第 2 週 - 第 7 週が「警報レベル（30 以上）」、第 8 週、第 9 週が「注意報レベル（10 以上 30 未満）」となりましたが、第 10 週で 10 未満となりました。長崎市、長崎県ともに「流行レベル（1 以上 10 未満）」が 17 週までで終了となりましたが、インフルエンザ感染は報告されておりますので、注意は引き続き必要です。

（長崎県感染症情報センター HP より抜粋、1 部改変）

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。

インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。

